

広島県告示第八百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成三十年十一月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

三次市三次町字中所一〇一七六の三五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため